

2023年6月21日

## 私立学校法改正 —私立大学法人を中心とする学校法人のガバナンス強化—

弁護士 松本 拓 / 弁護士 山田 智希 / 弁護士 二村 尚加

### Contents

- I. はじめに
- II. 改正のポイント
  - 1. 評議員会の監督機能強化
  - 2. 大臣所轄学校法人等に関する規律
- III. 今後の対応及び留意点
  - 1. 内部統制システム構築義務について
  - 2. 役員及び評議員の資格等に関する経過措置(改正法附則2条)
- IV. おわりに

## I. はじめに

2023年4月26日、私立大学法人を中心とする学校法人のガバナンス強化等を主眼とする「私立学校法の一部を改正する法律案」が参議院本会議にて可決され、同年5月8日に公布された。2025年4月1日の施行が予定されている。<sup>1</sup>

学校法人制度に関しては、社会の変化に伴い時代に応じたガバナンスのあり方について常に議論が続けられてきた。また、近年、私立大学法人において不祥事が相次いだことを背景として特に私立大学法人のガバナンス強化が喫緊の課題とされてきた。そこで、私立学校法は、学校法人全般についてガバナンス強化を図りつつ、私立大学法人を主に想定する「大臣所轄学校法人等<sup>2</sup>」について特に厳格な規律を適用する形で改正

<sup>1</sup> 改正の概要については、文部科学省が公表している「私立学校法の改正について」と題する説明資料(令和5年6月6日更新。[https://www.mext.go.jp/content/20230606-mxt\\_sigakugy-000021776.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230606-mxt_sigakugy-000021776.pdf))(以下「本件資料」という。)において、Q&Aとともに整理されている。

<sup>2</sup> 文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基

されることとなった。文部科学省に設置された学校法人制度改革特別委員会<sup>3</sup>は、今般の私立学校法の改正の背景として、税制優遇や私学助成、幼児教育・高等教育の無償化等の進展を踏まえ、ガバナンス構造について、社会的な信頼を確保すべき要請が強まっていることや、不祥事発生背景となるガバナンス不全の構造的リスクを低減する観点から、評議員会の地位や理事・監事・評議員の選出の在り方を改善すべき必要性があることなどを指摘している。<sup>4</sup>

そこで、本稿においては、以下、改正された私立学校法(以下「改正法」という。また、改正前の現行私立学校法を「現行法」と呼ぶ。)の主要な改正点について概説する。

## II. 改正のポイント

### 1. 評議員会の監督機能強化

現行法では、学校法人は、理事によって構成される理事会を最高意思決定機関とし、理事は当該学校法人の設置する私立学校の校長、評議員の一部、その他寄附行為の定めるところにより選任された者とされている(現行法 38 条 1 項)<sup>5</sup>。また、学校法人職員や卒業生等によって構成される評議員会が理事会の諮問機関として位置づけられ、理事会が一定の重要な意思決定を行う際には評議員会への意見聴取が必要とされている(現行法 42 条)一方、評議員会は理事の選解任に関する権限を有しないなど、その権限はあくまで諮問機関としてのそれに留まり限定的であった。

他方、改正法では、理事会を最高意思決定機関とする制度自体は維持しつつも、評議員会による監督機能が大幅に強化された<sup>6</sup>。まず、理事の選任については各学校法人が任意に寄附行為上決定する「理事選任機関」が行うこととされる(改正法 29 条、30 条 1 項)一方、理事選任機関を評議員会以外とする場合は評議員会の意見聴取が必須とされることとなった(改正法 30 条 2 項)<sup>7</sup>。また、現行法では理事の解任は寄附行為の規定に委ねられているが(現行法 30 条 1 項 5 号)、改正法では理事選任機関に解任権が与えられたほか(改正法 33 条 1 項)、評議員会による解任請求や評議員による解任請求の訴えに関する規定も新設された(改正法 33 条 2 項及び 3 項)。また、こうした評議員会の機能強化とあわせて、従来は上記のとおり理事と評議員の兼任者が 1 名以上必要とされていたところ(現行法 38 条 1 項)、かかる兼任はむしろ禁止されることとなった(改正法 31 条 3 項)。

---

準に該当するものをいう(改正法 143 条)。

<sup>3</sup> 学校法人のガバナンスの強化に向けた私立学校法の改正の方向性について、私立学校関係団体の代表者及び有識者と協議し、その合意形成を図ることを目的として設立された。

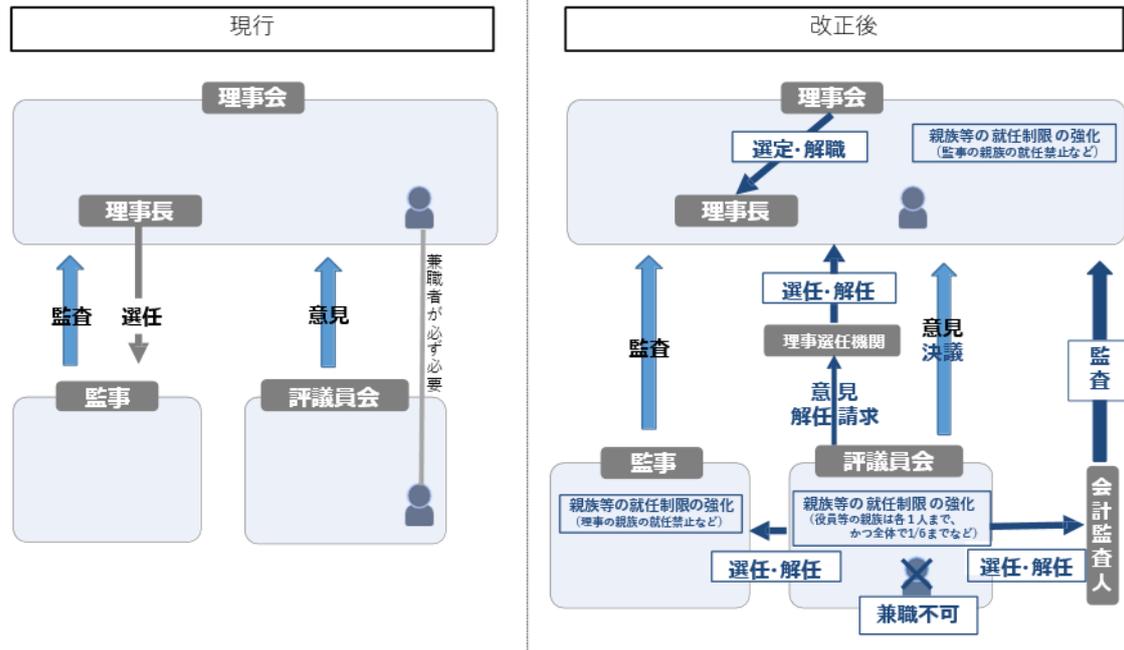
<sup>4</sup> 学校法人制度改革特別委員会 学校法人制度改革の具体的方策について(概要)  
([https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_sigakugy-000021544-0002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_sigakugy-000021544-0002.pdf))

<sup>5</sup> 学校法人寄附行為作成例においては、理事は、学長(校長)、評議員のうち評議員会において選任した者、学識経験者のうち理事会において選任した者とする事とされている。

<sup>6</sup> 当初、文部科学省が設置する有識者会議(学校法人のガバナンスに関する有識者会議)からは、評議員会を最高意思決定機関とすべきとの審議結果を公表していたものの、私立学校関係者の反発を受け、新たに別の有識者会議(学校法人制度改革特別委員会)が設置され、最終的に本文に記載した形に落ち着くという経緯をたどった。

<sup>7</sup> 理事選任機関を理事会と定めることは否定されないものの、文部科学省の説明資料においては、理事選任機関自体についても、その構成員に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保することが望ましいとされている(本件資料 78 頁以下)。

## 学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント



## 2. 大臣所轄学校法人等に関する規律

上記のとおり、私立大学法人を主に想定する「大臣所轄学校法人等」については、ガバナンス強化の必要性が特に大きいとして、その他の学校法人に比べより厳格な規律が適用されることとなった。

まず、現行法では1名以上置くこととされている外部理事について、改正法では大臣所轄学校法人等においては2名以上設置することとされた(改正法146条1項)。また、評議員会の権限についても、大臣所轄学校法人等においては、解散・合併・重要な寄附行為の変更の際には、理事会の決議に加えて、評議員会の意見聴取のみならずその決議が必要とされることとなった(改正法150条)。さらに、大臣所轄学校法人等については、新たに、会計監査人及び常勤監事<sup>8</sup>の選定義務(改正法144条1項及び145条1項)、並びに内部統制システムの整備義務(改正法148条1項)が規定されることとなった。

その他、改正のポイントは下表のとおりである(本件資料12頁以下)。

	改正前	改正後
役員等の任期	寄附行為の定めによる	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時まで</li> <li>寄附行為で定める期間は理事4年、監事・評議員6年を上限とし、<b>理事の期間は監事・評議員の期間を超えないものとする</b>(32条1項・2項、47条1項、63条1項)</li> </ul>

<sup>8</sup> 常勤監事の選定義務については、大臣所轄学校法人等のうち、事業活動収入100億円又は負債200億円以上の学校法人を対象とする予定である(本件資料21頁)。

兼職制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事は理事・評議員・職員と兼職禁止</li> <li>・1名以上は評議員と兼職している理事が必須</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事は、理事・評議員・職員・子法人役員（監事、監査役等を除く）・子法人職員と兼職禁止(31条3項、46条2項)</li> <li>・理事と評議員の兼職禁止(31条3項)</li> </ul>
利害関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人(経過措置期間中は3人)以上の評議員と特別利害関係を有していないこと(31条6項)</li> <li>・監事は、1人以上の理事、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと(46条3項)</li> <li>・評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと(62条4項)</li> <li>・理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6(経過措置期間中は1/3)を超えていないこと(62条5項3号)等</li> </ul>
評議員の定数	理事の2倍を超える数が必要	理事を超える数が必要(18条3項)

### III. 今後の対応及び留意点

#### 1. 内部統制システム構築義務について

学校法人(特に大臣所轄学校法人等)において具体的にいかなる内部統制システムが必要かについては、様々な議論があり得る。内部統制システムの構築は、株式会社をはじめ、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方自治体、社会福祉法人等について関連法令において一定規模以上の法人に既に義務付けられており、それぞれの法人の性質に応じた内部統制システムの構築が進められている。たとえば、学校法人と性質の類似する点の多い社会福祉法人については、概ね会社法上の内部統制システムと同様に、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制や損失の危険の管理に関する規程その他の体制、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等を定めることが求められている(社会福祉法施行規則2条の16各号)。学校法人についても、今後、会社法上の議論を基礎としながら他の法人における内部統制システムの状況を踏まえた内部統制システムのあるべき姿について議論が進展することが期待され、各学校法人においてそうした議論に即した実効的な体制整備を検討することが求められることになるだろう。

#### 2. 役員及び評議員の資格等に関する経過措置(改正法附則2条)

改正法は、2025年4月1日に施行されるところ、当該時点において役員・評議員である者については、2025年4月以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、役員・評議員の資格及び構成に関する規定は現行法が引き続き規定されることとなる(改正法附則2条、本件資料229頁以下)。他方、個別条文解説にかかるQ&Aによれば、改正法施行以後最初に招集される定時評議員会の終結を待たずして、改

正法の施行前や施行時(2025年4月1日)から、改正後の役員・評議員の資格及び構成の要件に対応することは可能であり、むしろガバナンスの観点からは望ましいとされていることから、学校法人によっては前倒しでの検討が進められる可能性もある<sup>9</sup>。

## IV. おわりに

上記のとおり、改正法は特に大学法人を中心に組織体制を含む多くの部分の変更を求めるものであり、施行までの約2年間において、各学校法人において、ガバナンスの意義や昨今の議論を理解しながら、寄附行為や内部規程の改定、新たな役員の選定作業等の多岐にわたる検討を進めていくことが求められる。本稿が、その際の検討の一助となれば幸いである。

以上

---

<sup>9</sup> ただし、あくまで改正法施行以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、現行法上の資格及び構成の要件が適用されることになるため、当該時点までは理事と評議員の兼職者が1人以上は必要となること、評議員は理事の定数の2倍を超える数が必要であることに留意が必要である(本件資料230頁以下)。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 松本 拓 ([taku.matsumoto@amt-law.com](mailto:taku.matsumoto@amt-law.com))  
弁護士 山田 智希 ([tomokitdy.yamada@amt-law.com](mailto:tomokitdy.yamada@amt-law.com))  
弁護士 二村 尚加 ([naoka.nimura@amt-law.com](mailto:naoka.nimura@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)